

新荻生笠日岩良原山光立地区開拓地
屋原山本地區開拓地
地区開拓地

監査箇所 執行年月日
昭和三十六年一月十、十一日

◇監査公告 次
農地開拓課所管の開拓営農指導状況の監査の結果公表

鳥取県公報

鳥取県監査公告第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる農林部、農地開拓課所管の開拓営農指導状況につき、現地監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年三月十六日

同 同 同 同 同 監査委員
井 荻 松 戸 井 荻 松 田 上 原 本
上 原 本 田 上 原 本 利 治 郎
善 治 利 俊 善 治 利 一 郎 治
一 郎 治 己 一 郎 治

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

個別	区分	担当	同上		巡回日数
			組合数	入植戸数	
石水指導員			一金	一九	三四年度
木矢ク			一充	二八	三五年度
安岡ク			二三	三〇	旅費
泉ク			二〇	三一	三四年度
細谷ク			一四	一七	三五年度
梶原ク			一五	一九	三四年度
太田ク			一九	二九	三五年度
坂口獣医師			一九	二九	旅費
小笠ク			一五	一九	三四年度
新名保健婦			一五	一九	三五年度
木村ク			一五	一九	旅費

一 営農指導員等の状況

1 現在営農指導員は八名(内二名獣医)のほか保健婦三名で、昨年五月農地開拓課中、西部分室廃止とともに、このうち指導員六名は地区管轄農業改良普及所に、獣医二名は所子家畜保健衛生所に、保健婦三

名は現地にそれぞれ駐在の形をとり、担当地区の営農指導と人、畜医療保護及び生活改善指導に当つて

2 指導員の現地活動状況は

農地開拓課

戦後国の緊急開拓政策に則り、県下数十ヶ所に地区開拓計画をたてて入植者を入れ地区開拓営農の自立經營指導の推進に努力され、しかもこのうち大山山麓地帯は国営地区として国直轄の建設事業も着々進められてきてるので、今回の監査は主としてこの大山山麓地帯は国対象に入植後の営農実態と、地区担当指導員の営農指導状況につき実施した。

その結果該地区は地区営農類型別からみると全国的にも優位におかれていることは喜ばしいが、内容的には一部の有望農家を除き、他の大部分は今なお不安定な状態におかれている。これは開拓事業が終戦後の緊急政策であつただけに施策上にも種々問題があつたこと。地区開拓計画がたてられてから実際には三年乃至五年を経てから入植していたため諸条件が計画と実際面にズレがあつたこと。またその間開拓資金が生活費に費消されたこと。風水冷害又は火災等災害に見舞はれたこと。適切な

営農指導体制の確立が遅れたこと等種々悪条件が重つたのによるものであつて、これがため相当数の脱落者をも出す経過を辿つて今日にきたのである。一面この間営農指導員の活動も困難を極めたのであるが、近時漸く混乱の域を脱し、類型別に営農構造の改善に重点が振り向ける流れである。そこで、(一) 土地利用の高度化するための協業化促進 (二) 財政投融資政策の強化等開拓者の高度成長政策の積極的推進に今一段の努力がなされなければ折角の既往の努力にもかかわらず、開拓農家の経済的安定と、本県産業開発の一翼を担はしめるには極めて望みが薄いと認められる。県はこの際現地の問題点を再検討し、入植営農対策の積極推進を国に対し強く要請するとともに、県においても単独助長策につき考究実施されることを要望する。

なお、細部事項については概ね次のとおりである。

注 三十五年度はいずれも四月~十二月九ヶ月間のものである。

計

であつて地区が山間へ、き地でしかも入植者が散在しているので交通不便のためその活動に種々制約を受ける面があるが、各指導員とも努めて現地の効率的活動に配意し精励していたことに対しその勞を多くする。

3 指導員はすべて国庫負担職員(半額負担)であるが、うち保健婦二名は臨時職員である。職務の性質上定数繰入れにつき人事当局は善処し、これら職員の所遇改善を図る要がある。

4 獣医師二名は大山地区開拓地の家畜診療を担当しているが、現地に診療施設が未設置のため所子家畜保健衛生所に勤務し現地の巡回診療に当つている。本職員の指揮命令系統は該衛生所長と、本府農地開拓課との二元的になつてるので早期に現地直

常診療所を設置し、相当地区診療業務の円滑化と併せて飼育指導の徹底を期せしめるべきである。このことにつき現地側からも強い要望があつた。

5 営農指導員の足である機動力は現在単車四台が配車され各人に行きわたつていい。前記活動実績から検討しても交通に相当時間を空費しているので全員に対し機動力を早期に整備し、現地活動の促進を期せしめるよう予算的考慮が望まれる。

二 開拓施策について

1 食糧増産を主目標として始められた開拓政策を國の農業政策転換期に當つて開拓者の経済的安定第一主義に切り換え、この線に副つた諸施策を強力に推進すべきである。また、現在開拓地の畠地經營は土地利用、営農方式、技術等在来農法の域を脱してい

ない面が多い。殊にこれらに関連する試験研究は各種試験研究機関で毎年継続的に行われてきているが

未だその成果は期待し得る段階に到つてない等は施策上もつとも考究すべきである。

2 三十三年から策定実施された開拓営農振興五ヶ年計画の推進状況は開拓者の負債の増加に伴つて償還計画と、生産計画との不円滑もあつて、系統資金の借入がますます困難となつて來ている。また、営農面では果樹、畜産が近年伸び、その形態も漸次転換の方向に進んできているが、特に畜産では少くとも一戸当たり乳牛五頭以上(又は肥育和牛)の飼育を基幹とした営農形体をとらしめることが大山山麓の立地条件から經濟安定上必要と認められるので、今後も現地指導は地区關係町村の行政的措置を得て一層強化し、生産の増強を図るべきである。

3 開拓農家の經濟的安定度は労働力の多少によつてかなりの格差がある。現在の営農方式はほとんどの開拓地が在来農法に依存しているが、労働力の面か

ら見て耕耘機等農機具の導入、資金のあつ旋とこれが助成措置につき配慮の要が認められる。もつとも本年度から開拓営農畠作振興用小型トラクター六台導入助成(県、国六、開拓者四割合)が実施され機械開墾地区のモデル農家創設に着手されていたが他地区の導入助成についても配意し、この面での営農刷新に格別の努力が必要である。

4 該地域の既入植者のうちには未だ適格を欠くものもあるようであるが、これらは適宜指導措置を講じ、良心的開拓者の組合活動の阻害原因を除去し、また組合活動により得ないものに対しては速かに個人助長策を講ずるよう善処が望まれる。

5 開拓農家子弟でか勤年令に達すると下山して都市に職を求める傾向が強い。このことは開拓事業の困難性と、将来への希望薄によるものであるが、後継者を失うことは開拓意欲を減殺し、事業の成否に影響するところが少くないので、開拓者子弟の精神的及び、技術的教育等につき考慮し、次代繼承者がない

というような事象の発生防止について施策する事が認められる。また、彼等のよい配偶者を得ることについても考慮すべき問題がある。

6 地域内の開拓農業協同組合は一部の共同事務所を除く外は組合専従職員もおらず、単独事務所も設置されていない。なるべく組合共同事務所の形体をとり、専任職員を常置し組合業務を遂行でき得るよう指導と、設置助成について考慮の要がある。

7 開拓者資金金融通法による政府資金の計画償還と、償還条件緩和による措置によつて旧債権処理が進められてきているが、その他制度金融による借入金等の元利償還のため心ならずも生産仔牛を手放さざるを得ないような実状も見受けられるので、導入資金の枠の拡大、据置期間の延長、利子補給等の措置につき、適切な施策の要がある。

8 国営地区(大山)の建設事業は国直轄事業によつて推進され、その進捗率は全体計画に対し五〇%程度であるが、中でもかん水施設整備は現地の立地条

件から早期完成が急務と認められるので、国に対し全体計画の早期完遂につき、強く要請すべきである。また、生産物の搬出主要道路は一応完成しているが、この既設道路、橋梁の維持補修の考慮が必要である。なお、町村に未移管となつてある道路の整備については特に配意されたい。

9 開拓地に対する組合事務、事業、農家の営農及び施設、並びに開拓地諸施設整備等についての指導、援助は今もつともその必要性が感ぜられる時であるのに、県のこれに対する体制は必ずしも万全ではない。国に対して振興五ヶ年計画の継続を強く要請するとともに、一面、県の出先関係諸機関、市町及び民間団体機関等の積極的援助を求めるべく、これらを網羅した総合的、かつ、計画的指導援助対策を樹立すべきであり、要すればこれに関連した委託費、又は補助費についても考慮すべきである。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定
発行日 火、金
印 刷 所 鳥取県鳥取市東町一丁目
〔定価〕 一部月額一二〇円(配達料共)